

いくはがわ  
育波川水系河川整備基本方針

平成 18 年 10 月

兵 庫 県

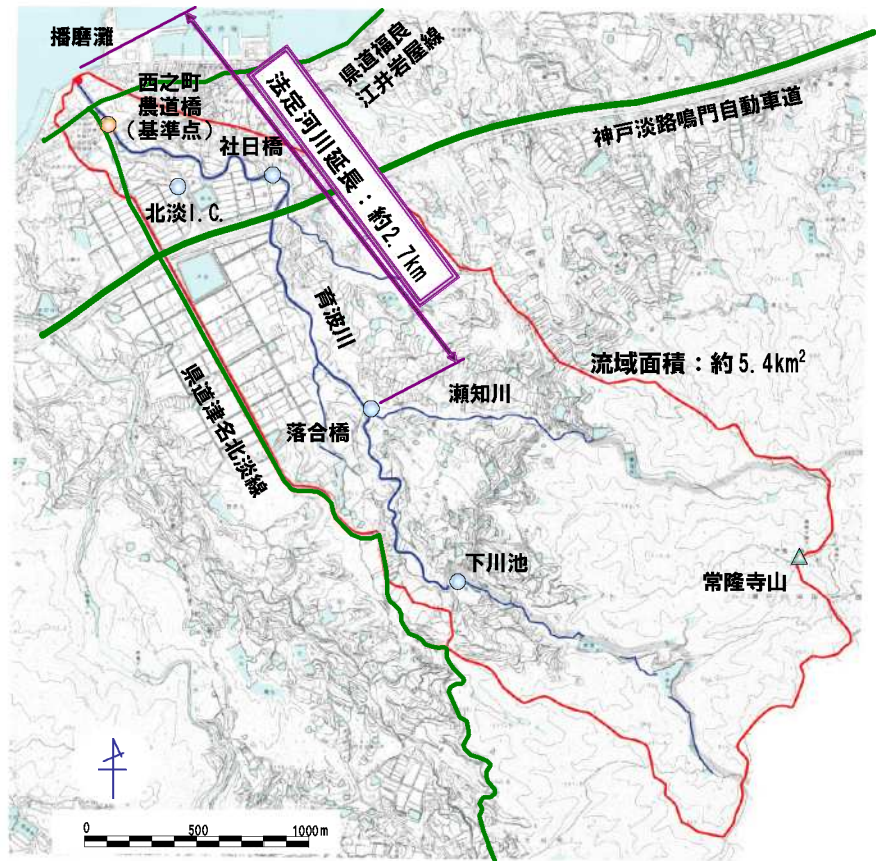
## 【育波川水系河川整備基本方針 目次】

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
2. 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	7
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	7

位置図



育波川流域図



育波川流域位置図

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域及び河川の概要

#### 【流域の概要】

育波川<sup>いくはがわ</sup>は、淡路島北部の淡路市に位置し、その源を常隆寺山<sup>じょうりゅうじさん</sup>に発して途中支川を合流しながら北西に流下し、下流部では農地の間を蛇行しながら播磨灘<sup>はりまなだ</sup>に注ぐ二級河川である。その流域面積は約 5.4km<sup>2</sup>、法定河川延長は約 2.7km で、上流から河口に至るまでほぼ掘込み河道となっている。

流域内には、神戸淡路鳴門自動車道が横断しており、北淡 I.C. が設置され、淡路市における道路交通の拠点のひとつとなっている。

流域の土地利用は、山地が流域の約 5 割を占めており、中流域から下流域にかけては農地が多く存在している。一方、市街地は神戸淡路鳴門自動車道から下流の右岸側に集中している。

#### 【地形地質】

流域の地形は上流域が標高 200～500m 程度の山地となっており、流域内の最高地点の標高は 515m である。中流域は標高 50～200m 程度の起伏の大きい丘陵地が形成されている。また、下流域は、標高 50m 以下の砂礫台地となっており、河口付近の沖積低地に市街地が形成されている。

地質は、育波川の上流右岸側に走る育波断層の東側に、白亜紀前期の花崗岩類（約 1 億 4 千万年前～9 千万年前）が基盤岩として分布する。この基盤岩の上位には新第三紀の大阪層群が分布し、流域の大部分を占めている。下流域では河川沿いに河岸段丘が発達し、段丘堆積物および沖積層が分布している。

#### 【気候】

流域の気候は瀬戸内海気候地域に属し、温暖で降水量は少ない。郡家測候所<sup>ぐんげそっこうじょ</sup>の過去 10 年間（平成 7 年～平成 16 年）の年平均気温は約 16.6℃、年間降水量は約 1,200mm であり、全国平均の約 14℃より高い気温、約 1,700mm より少ない降水量となっている。また、気温と降水量の月別変化を見ると、月平均気温の最高は 8 月の 27.9℃、最低は 2 月の 5.6℃で、降水量は 6 月及び 9 月に多く、冬季に少ない。

## 【自然環境】

流域の植生は、上流域では淡路島北部の山地植生の大半を占めるモチツツジーアカマツ群集、下流域では水田雑草群落で構成されており、ウバメガシークロマツ群落や常緑果樹園が下流域から中流域の間で部分的にみられる。河岸には竹林が多く、河道内にはヒメムカシヨモギ、シロザなどが生育しているが、河床は主に貧栄養の砂礫質で構成されているため、河道内の植生は比較的貧弱である。魚類については、下流部でアユ、ウナギ、ヨシノボリ類が、中流から上流部ではヨシノボリ類が確認されている。

特定種の選定基準に該当する種としては、ミミズハゼ、クロヨシノボリの2種の魚類、ヒラテテナガエビ、クロベンケイガニの2種の底生動物、コチドリ、イソシギ、アオジの3種の鳥類、ジムグリの1種のは虫類が確認されている。

育波川は河川水質環境基準の類型指定はされていないが、上流から下流にかけて水質が大きく変化するような汚濁負荷の流入は確認されておらず、水質は比較的良好である。

## 【歴史・文化】

流域の周辺では、古代の淡路島を知る上で重要な遺跡である縄文時代早期のいくはどうのまえいせき育波堂ノ前遺跡などの遺跡が発見されている。

流域内で県から指定を受けている天然記念物はじょうりゅうじ常隆寺境内に存在する「スダジイ・アカガシ群落」の1件となっている。

育波川のある旧北淡町においては、国指定の天然記念物として、阪神・淡路大震災によって表出したのじまだんそう「野島断層」が、県指定の天然記念物としてのじましようにゅうどう「野島鍾乳洞」がある。特に、のじまだんそう「野島断層」は、北淡震災記念公園において保存・展示されており、重要な観光資源としても活用されている。その他に、県から指定を受けている有形文化財としてはきゅうはらけじゅうたく「旧原家住宅」がある。

## 【河川利用】

流域の河川利用としては、育波川の中流域から下流域にかけて農地が多いことから、流域内に多くの農業用ため池が設けられているとともに、法定河川区間において7箇所の水利用権が存在している。

## 【治水事業の経緯】

これまで、育波川流域は昭和 20 年 10 月の阿久根<sup>あぐね</sup>台風や昭和 49 年 7 月の集中豪雨など大雨による洪水被害をたびたび受けてきており、近年では平成 15 年 8 月の台風 10 号、平成 16 年 9 月の台風 21 号及び 10 月の台風 23 号がもたらした大雨により、家屋や耕作地が浸水被害を受けている。このうち、平成 16 年 10 月の台風 23 号においては、林地崩壊等による上流のため池の決壊も重なって、大きな洪水被害が発生している。このような度重なる洪水被害に対し、災害復旧事業やほ場整備事業とあわせた河川改修等が行われてきており、平成 16 年の台風 23 号による被害を受けるまでに、法定河川延長約 2.7km のほぼ全ての区間で護岸工事が完了していた。

## (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 【育波川の川づくり】

育波川においては、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱とした「”ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づき、河川の状況、水害の発生状況、河川の利用状況、河川環境の保全等を考慮するとともに、淡路市の新市まちづくり計画等を踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図る。

### 【洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項】

災害の発生の防止または軽減に関しては、流域の重要度、地域特性、平成16年10月の台風23号による災害実績等を踏まえて定めた計画規模の降雨による洪水から、沿川地域を防御することを目的として、河積の拡大等により洪水の安全な流下を図るものとする。

また、改修途上における施設能力以上の洪水や計画規模を上回るような洪水の発生に対しては、流域内の関係機関や住民と連携して、情報伝達体制・警戒避難態勢の整備を行うとともに、防災意識の高揚を図る取り組みを行うなど地域の防災活動を支援し、被害の軽減に努める。

### 【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、河川流況の把握に努めるとともに、今後とも適正な水利用が図れるよう努める。さらに、渇水時には、関係機関への情報提供や収集を行い、円滑な渇水調整に努める。

新たな水需要が発生した場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

また、震災などの緊急時には河川水の利用が図られるように配慮する。

### 【河川環境の整備と保全に関する事項】

河川環境の整備と保全に関しては、上下流の連続性を確保するなど動植物の生息・生育の場として良好な河川環境を整備し、多様な動植物の生息・生育環境の保全、再生に努める。

また、人々が川にふれあうとともに、子供たちの学習の場としても活用できるような整備を行い、関係機関と連携して、自然観察や環境学習の支援に努める。

さらに、育波川の下流域には北淡 I.C. 及び高速バスの停留所が設置されており、

河川が人々の目に触れる機会も多いことから、周辺の環境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の形成に努める。

### **【河川の維持管理】**

河川の維持管理に関しては、「洪水による災害の発生防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から適切に行う。

河川の維持管理のうち、除草やごみの除去等の河川清掃に関する日常管理においては、住民の参画と協働をより推進するためのしくみづくりの支援を行う。土砂や河道内の樹木の管理に関しては、河川景観や動植物の生息・生育空間として重要であることから、自然環境への影響に配慮しながら、適正な河道を維持していくものとする。



## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、平成 16 年 10 月洪水等の既往洪水について検討した結果、計画基準点<sup>にしのみちのうどうきょう</sup>西之町農道橋において  $110\text{m}^3/\text{s}$  とし、これを河道へ配分する。

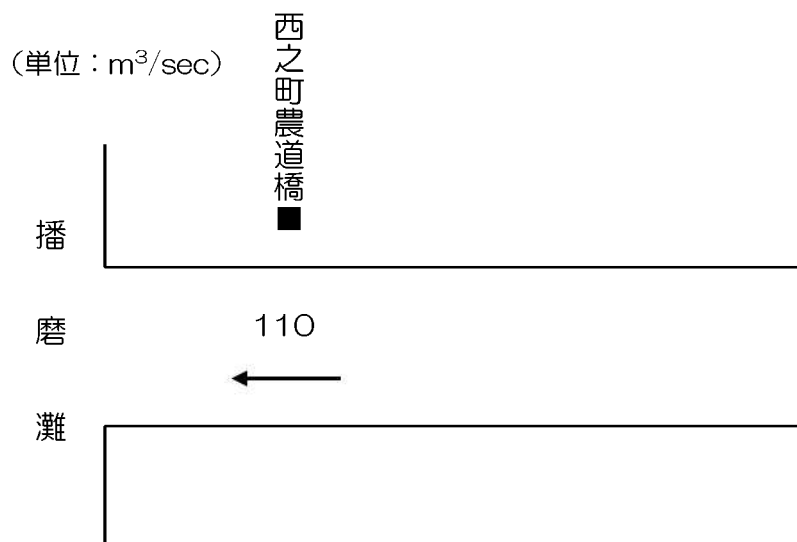
基本高水のピーク流量等の一覧表

単位： $\text{m}^3/\text{s}$

河川名	計画基準点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
育波川	西之町農道橋	110	—	110

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

育波川における計画高水流量は、西之町農道橋<sup>にしのみちのうどうきょう</sup>地点において  $110\text{m}^3/\text{s}$  とする。



育波川計画高水流量図

**(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断面形に係る川幅に関する事項**

育波川の主要な地点における計画高水位及び計画断面形に係る概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (m)	川幅 (m)
育波川	西之町農道橋	0.3	T.P+6.39	20

(注)T.P. : 東京湾中等潮位

**(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項**

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、流況や水収支の把握、その他河川及び流域における諸調査を行った上で決定するものとする。